

県南広域振興局長告示第106号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成30年9月28日

県南広域振興局長 細川倫史

- 1 道路の種類 県道
- 2 道路名 花巻大曲線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
和賀郡西和賀町沢内字花巻越山国有林80林班は小班地先内	新	m 18.5～27.9	m 70.0
	旧	17.3～25.9	70.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県南広域振興局土木部北上土木センター
- (2) 期間 平成30年9月28日から同年10月29日まで